３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線ＬＡＮアクセスサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

５　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の６（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　衛星アクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の７（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）

事業者名

法人番号